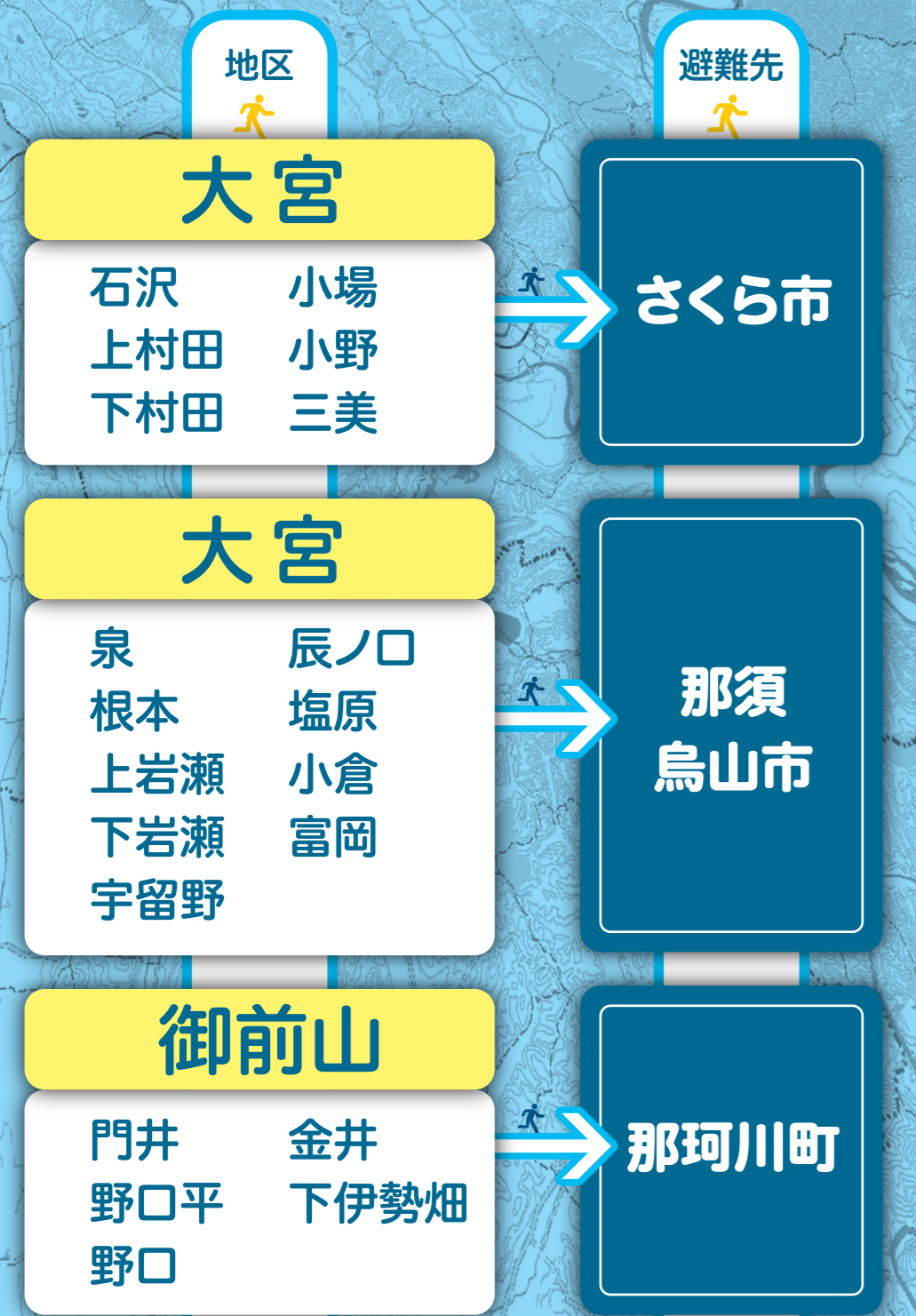


広域避難ガイド

常陸大宮市



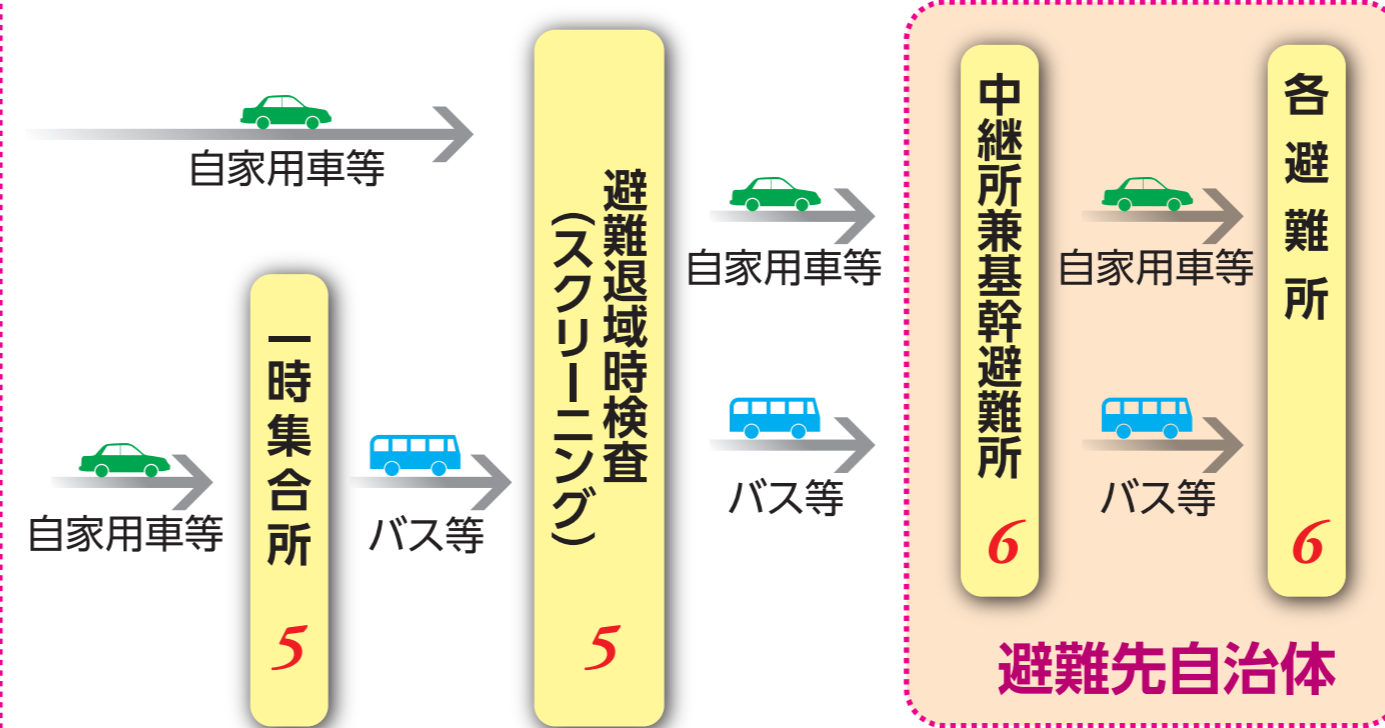
原子力災害から身を守るには

原子力災害で何よりも重要なことは、放射能・放射性物質から身を守ること。しかし、放射線は五感では感じることができず、被爆の影響を個人で、はんだんすることもできない。そのため、市は、皆さんに情報提供や行動の指示を行う。原子力災害から身を守るためには、普段から災害時にどのような行動が必要なのかを知っておく必要がある。

●基本的な行動●



避難指示



1 事故が発生したら、正確な情報を。

原子力発電所で事故が発生したら、市は事故の内容や避難方法などを皆さんにお知らせするために、防災行政無線や広報車、区・自主防災組織等への電話連絡などさまざまな伝達手段を活用してお知らせする。なお、原子力発電所の事故は、事態が進展するまで一定の時間を要するので、市または国・県からの情報や指示にもとづき、落ち着いて行動する。

情報収集のポイント

- テレビやラジオをつけ、正確な情報を入手する。
- 市または国・県からの情報を入手して行動するよう、こころがける。
- うわさやデマに惑わされないようにする。
- とおり近所と情報の内容を確認しあう。

事故が発生した後にとるべき行動

- 防災行政無線や広報車の情報に注意する。
- テレビやラジオの緊急放送を聴く。
- となり近所と情報の内容を確認し合う。
- すぐに学校へ迎えに行かない。集団下校をさせたり、引きとり依頼の連絡が入る。
- 緊急時の活動の妨げになるため携帯電話や固定電話の使用は控える。
- うわさやデマにまどわされない。

4 避難の指示が出たら

- 住民の皆さんが屋内退避をしている間に、原子力発電所から放射性物質が漏れていないか調査をする。(緊急モニタリング)
- 調査結果に基づき、空間放射量が防護措置基準値より高い地区は市外へ避難する。
- 避難行動要支援者*1については、避難支援者等のサポートを受けながら避難する。
- 避難先や避難経路は、裏面に表示しているの、道路状況等による市の指示に従って避難する。

*1 避難行動要支援者：災害時要配慮者（高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児、妊婦、外国人や観光客など）のうち、一人で避難が困難な方

落ち着いて行動を

避難指示が出たら、まず内容をよく確認し、落ちついて行動する。

- 指示内容を良く聞く
- ガスの元栓は締め、電気ブレーカを切る
- 戸締りをしっかりする
- 非常持出品等を用意する
- 近所の人に声をかける
- マスクやレインコート等を着衣する

3 自宅の外にいたら

保育園・幼稚園・学校では

屋内退避の準備情報がでたら、次の対応を始める。

- 子どもの安全を確保し、速やかに保護者に引き渡す。
- 保育園・幼稚園から、引き取り依頼連絡がいく。
- 学校から、集団下校をさせたり、引き取り依頼の連絡がいく。
- 保護者との連絡が取れない場合は、教職員の責任のもと、一時的に保育園・幼稚園・学校で屋内退避をする。

職場や外出先では

- 屋内退避の指示が出たら、できるだけ自宅に帰るようにする。

どうしても帰宅できない場合(市内にいる旅行者を含む)

- 外出先では避難所に屋内退避する。
- 職場ではそのまま職場で屋内退避する。

病院や社会福祉施設では

- 屋内退避の指示が出たら、そのまま病院や社会福祉施設に屋内退避する。
- 自宅に一時的な帰宅可能な場合については、いったん帰宅する場合もある。
- 入院・入所されている方などは、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画に基づき市外の受入先となる病院や社会福祉施設等に避難する。
- 避難の指示が出たら、入院患者・入所者の体調に配慮しながら市外へ避難する。

2 まずは屋内退避

屋内退避は、原子力事故の際に発電所から大量に漏れる放射線・放射性物質からの被ばくを避けるために指示される。建物が放射性物質や放射線をさえぎるため、屋内退避をすることで被ばくを少なくすることができる。屋内退避の指示が出たときは、自宅などの建物内に入り、ドアや窓を閉める。また、要配慮者については、屋内退避を開始するとともに避難先及び輸送手段を確保するなど避難準備を開始する。

屋内退避の留意事項

- 防災行政無線、テレビ、ラジオなどの新しい情報を入手する。
- 換気扇など他の空気の出入口も閉じる。
- ドアや窓を全部閉める。
- 食品は、フタやラップをして冷蔵庫や戸棚に保管する。
- ペットは、屋内に入れる。
- 外から帰ったら、顔や手を洗い、うがいをする。

6 避難所等 (中継所兼基幹避難所、避難所)

中継所兼基幹避難所

避難先避難所に向かった場合、準備・受入等の混乱が予想される。そこで、避難先市町内の分かり易く目立つ場所を中継所兼基幹避難所として設定し、そこで情報提供や避難先の一定の調整を行う。

- 留意点 ① 避難者は、中継所兼基幹避難所で避難先の情報を確認する。
- ② 避難者は、避難先自治体等関係者の指示に従う。

避難所

避難所は、栃木県内の大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那須町、那珂川町になります。

- 留意点 ① 避難者は避難所の運営に協力する。
- ② 指定した避難所に避難しない方は、市に避難先等を連絡する。

避難時に携行する物

<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 携帯電話(充電器)
<input type="checkbox"/> 通帳	<input type="checkbox"/> 薬
<input type="checkbox"/> カード	<input type="checkbox"/> 育児・介護用品
<input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 非常用食料
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 飲料水
<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> 眼鏡
<input type="checkbox"/> 着替え	<input type="checkbox"/> コンタクトレンズ
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 補聴器
<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> 生理用品など

5 一時集合場所等 (一時集合所、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の服用)

一時集合所

一時集合所は、自家用車での避難が困難な市民を、国や県が手配するバス等で避難するために開設するもの。

- 留意点 ① 一時集合所へは、徒歩や自転車等で移動する。
- ② 一時集合所では、市職員等関係者の指示で行動する。

避難退域時検査(スクリーニング)

避難退域時検査は、放射性物質の汚染状況を確認するために行うもの。検査場所は、避難所まで移動する経路で原子力災害対策重点区域の境界付近に設置される。この検査場所では県が定める手順に従い、汚染検査と簡易除染が行われる。

- 留意点 ① 避難者は、避難が迅速かつ円滑に行われるように、汚染検査や簡易除染に協力する。
- ② 避難者は、検査場所で交付される証明書等を紛失しないように気を付ける。

安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤は、原子力災害で放出されるおそれのある放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを防ぐために服用するもの。服用量は下表のとおり。(安定ヨウ素剤は、避難時まで配布)

	新生児	生後1ヶ月以上 3歳未満	3歳以上 13歳未満	13歳以上
服用量	ゼリー 1g 又は 内服液 1mL	ゼリー 2g 又は 内服液 2mL	丸剤 1丸	丸剤 2丸

- 留意点 ① 服用のタイミングが重要であるため、市の指示により服用する。
- ② 放射性ヨウ素による甲状腺への被ばくを抑えるのみであり、その他の放射性物質による被ばくを防ぐことはできない。